

愛知県子育て応援給付金のお知らせ

1. 支給の対象となる方について

令和5年4月1日以降に1歳6か月または3歳に達し、**給付金対象健診（1歳6か月児健診または3歳児健診）**を愛知県内の市町村で受診した児童（支給対象児童）を養育している方で、以下の①または②に該当する方

① 支給対象児童が給付金対象健診を受けた月分の**児童扶養手当**を受給している。**※いわゆる「ひとり親手当」で、児童手当ではありません。**

例：1歳6か月児健診を令和7年10月に受診し、令和7年10月分の児童扶養手当を受給している。

② 支給対象児童が給付金対象健診を受けた年度（4月または5月に健診を受けた場合は前年度）において、**世帯に属する人全てが市町村民税均等割が非課税または免除**され、住民税課税者の**被扶養者でない**。

例：1歳6か月児健診を令和7年10月に受診し、令和7年度分の市町村民税が非課税である。

2. 支給額

支給対象児童1人につき、**5万円**

3. 申請期間

給付金対象健診を受診した日から起算して**6か月以内**

※例えば、**4月15日に健診を受診した場合、10月14日が申請期限**です。

- 申請期間を経過すると支給されませんので注意してください。
- 支給にあたっては、申請が必要です。
- 必ず裏面の支給手続を確認して申請をしてください。
- お問い合わせは、下記までお電話ください。



愛知県子育て応援給付金コールセンター

052-559-4109

対応時間：午前9時から午後5時まで
(土日祝日、令和7年12月29日から令和8年1月3日を除く)

※株式会社グローバルキャストが愛知県から委託を受けて運営しています



4. 給付金の支給手続

- 【あいち電子申請・届出システム】による電子申請または郵送（紙媒体）による申請をお願いします。
- 申請内容確認のため、申請書の他、以下の書類を提出してください。

必要書類	①	②
申請書（様式1）	○	○
1歳6か月児健診または3歳児健診を受けたことがわかる書類 （母子手帳の「出生届出済証明」のページ及び「1歳6か月児健診」または「3歳児健診」のページの写し等）	○	○
健診を受診した月分の児童扶養手当を受給していることがわかる書類 （児童扶養手当証書の写し等）	○	
世帯全員分の住民票の写し（発行から3か月以内）		○
住民票に記載されている者が市町村民税均等割が非課税であることがわかる書類（非課税証明書等）		○
受取口座を確認できる書類 （金融機関名、口座番号、口座名義人（加）がわかる通帳等）	○	○
支給対象児童の入院等のやむを得ない理由により、給付金対象健診が受診できなかった場合はその事実を証明する書類 （愛知県内の市町村からの健診の通知、診療明細書等）	△	△

支給対象となる要件（①または②）によって提出する書類が異なります。
支給対象となる要件は表面を確認してください。

詳細は県公式Webページを確認してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/ouenkyuufukin.html>



5. その他

- 申請数及び審査状況によって変動しますが、審査から支給まで時間を要することがありますので御了承ください。
- 対象児童一人につき、1歳6か月児健診後と3歳児健診後の2回対象となり得ます。ただし、申請はそれぞれの健診を受診するごとに必要です。



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅等に愛知県または受託業者から問い合わせを行うことがありますが、**A T M（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。**

不審な電話がかかってきた場合は、愛知県子育て支援課または最寄りの警察にご連絡ください。